

志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会 会則

令和3年2月4日

志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会

1 設置目的

魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）が板橋区教育委員会宛てに提出した意見書をもとに、志村小学校と志村第四中学校との小中一貫型の学校設置に向けた円滑な準備を計画的に行うため、「志村小・志村四中 小中一貫型学校設置検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討会の役割

検討会は、意見書をもとに、志村小学校と志村第四中学校との小中一貫型の学校設置に向けた円滑な準備を計画的に行うため、次に掲げる項目を検討し、板橋区教育委員会事務局からの報告に対し意見する。

なお、下記以外に、検討会の決定により検討及び調整項目に事項を追加することができる。

(1) 検討項目

- ① 通学区域・通学路に関する事項
- ② 学校名に関する事項
- ③ 校歌・校章に関する事項
- ④ 跡地活用に関する意見
- ⑤ P T A組織に関する事項
- ⑥ 学校の伝統や歴史の保存に関する事項

(2) 調整項目

- ① 学校行事、学校運営に関する事項
- ② 学びのエリアの連携に関する事項
- ③ 建設に関する事項

3 組織

検討会は、次に掲げる地域・学校に関連する団体等の代表者を中心に構成する。

- (1) 魅力ある学校づくり協議会（志村小・志村四中）会長
- (2) 志村小学校及び志村第四中学校の通学区域内の地域関係者
- (3) 志村小学校及び志村第四中学校の学校関係者
- (4) 志村小学校及び志村第四中学校の保護者（P T A）
- (5) 志村小学校及び志村第四中学校の学校長
- (6) 教育委員会事務局次長
- (7) 近隣の学校に影響する内容を検討する場合は、当該学校の学校長及びP T A
- (8) 前各項に掲げる者のほか検討会が必要と認める者

4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、検討会設置の日から令和6年3月31日までとする。
- (2) 委員の任期を変更する場合は、検討会の議決をもって決定する。
- (3) 委員の任期は選出団体に属する期間とするが、期間終了後も選出団体の同意により再任し、委員の任期を継続することが出来る。

5 会長・副会長

- (1) 検討会に会長を置く。
- (2) 会長は、委員の互選により選出する。
- (3) 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- (4) 検討会に副会長を置くことができる。
- (5) 副会長は委員のうちから会長が指名する。
- (6) 副会長は、会長を補佐する。
- (7) 会長に事故あるときは、副会長は会長の職務を代理する。なお、副会長がない場合は、互選により職務代理者を選出する。

6 会議

- (1) 検討会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委員の代理として出席する者については出席委員として取り扱う。
- (3) 検討会の運営に関し必要な事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。
- (4) 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。
- (5) 会議は公開する。ただし、検討会が決定したときは、非公開とすることができる。

7 作業部会

- (1) 「2 検討会の役割」のうち検討項目について集中的かつ円滑に検討するため、検討会の下に検討会で審議するための案作成を担う作業部会を設置する。
- (2) 作業部会で検討する項目及び作業部会の構成は別表第1から第3のとおりとする。ただし、検討会の決定により追加・変更することができる。
- (3) 検討会の委員は、代理の者を作業部会の出席者とすることが出来る。
- (4) 作業部会において近隣の学校長及びPTAの意見を聞く必要があると認める場合は、検討会より委員の推薦及び作業部会の出席を依頼する。
- (5) 作業部会の検討は非公開とするが、案作成の検討の経過と結果を検討会に報告する。
- (6) 作業部会の幹事は、板橋区教育委員会事務局新しい学校づくり課及び学校配置調整担当課長とし、作業部会の招集や進行を行う。

8 傍聴

会議の傍聴に関しては、東京都板橋区教育委員会傍聴人規則を準用する。

9 その他

- (1) 検討会の事務局は、教育委員会事務局各課とする。なお、検討会の庶務は、教育委員会事務局新しい学校づくり課及び学校配置調整担当課において処理する。
- (2) 検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(別表第1)

通学区域・通学路作業部会	
構成	志村小学校及び志村第四中学校の保護者（P T A）
	志村小学校及び志村第四中学校の学校関係者
	志村小学校及び志村第四中学校の学校長

(別表第2)

学校名・校歌・校章作業部会	
構成	志村小学校及び志村第四中学校の保護者（P T A）
	志村小学校及び志村第四中学校の学校関係者
	志村小学校及び志村第四中学校の学校長

(別表第3)

P T A組織作業部会	
構成	志村小学校及び志村第四中学校の保護者（P T A）
	志村小学校及び志村第四中学校の学校関係者
	志村小学校及び志村第四中学校の学校長

○東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

昭和 27 年 11 月 1 日東京都板橋区教育委員会規則第 8 号

改正

平成 10 年 2 月 16 日教育委員会規則第 2 号

平成 14 年 2 月 1 日教育委員会規則第 2 号

平成 27 年 3 月 23 日東京都板橋区教育委員会規則第 2 号

東京都板橋区教育委員会傍聴人規則

第 1 条 板橋区教育委員会の議事を傍聴しようとする者は、事務局から傍聴券の交付を受けて、これに自己の住所氏名を記入し係員に提示してその指示する席に着くものとする。

2 傍聴券は退場の際係員に返さなければならない。

一部改正〔平成 10 年教委規則 2 号〕

第 2 条 傍聴人多数でその席に入る事が出来ない場合は、ことわることがある。

第 3 条 下記各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 凶器の類を携帯した者

(2) 酩酊した者

(3) 異様の服装をした者

一部改正〔平成 14 年教委規則 2 号〕

第 4 条 傍聴人は如何なる事由があつても議場に入ることができない。

第 5 条 傍聴人は下記事項を守らなければならない。

(1) 傘、杖（教育長の許可を得たものを除く。）の類を携帯してはならない。

(2) 飲食又は喫煙してはならない。

(3) 議場における発言に対し批評を加え、又は可否を表してはならない。

(4) 騒ぎたて、議事を妨害してはならない。

(5) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし教育長の許可を得た場合はこの限りではない。

(6) 携帯電話、ポケットベル及びパソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。

一部改正〔平成 14 年教委規則 2 号・27 年 2 号〕

第 6 条 傍聴人がこの規則に違背したときは、教育長はこれに退場を命ずることができる。

一部改正〔平成 27 年教委規則 2 号〕

第 7 条 教育長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは傍聴人は速かに退場しなければならない。

一部改正〔平成 27 年教委規則 2 号〕

付 則

この規則は、公布の日からこれを施行する。

付 則（平成 10 年 2 月 16 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 2 月 1 日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 23 日東京都板橋区教育委員会規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第 5 条から第 7 条までの規定は適用せず、改正前の東京都板橋区教育委員会傍聴人規則第 5 条から第 7 条までの規定は、なおその効力を有する。